

# 飲食店の営業をはじめるみなさまへ

飲食店からの臭気や音に関する苦情が増えています。

近隣トラブルを避けるために、設備の設置前に近隣住宅との位置関係や距離などを確認し、必要な対策を講じましょう。

## 臭気に関する環境配慮ポイント

### チェック

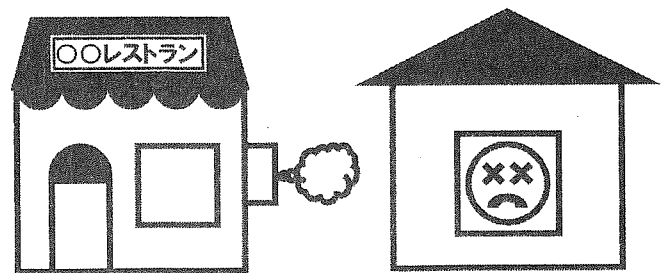
厨房の排気口が近隣住宅に向いていないか確認しましょう。

近隣住宅への影響が予想される場合は、臭気(におい)対策を検討しましょう。

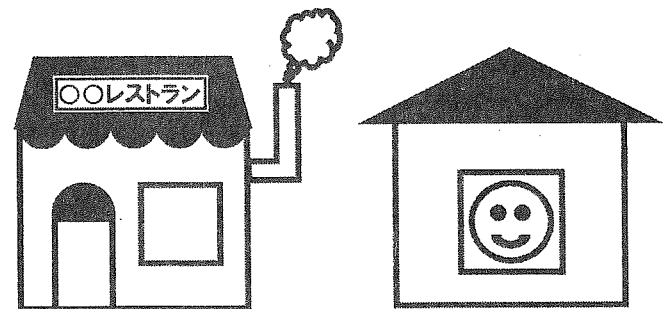
排出されたにおいは、徐々に薄まりながら広がって、地面近くに到達するので、隣家までの距離が遠くなるほど、においは薄くなります。

### 【対策例】

- 排気口の位置や排出方向を変える。
- 排気口の向きを変える。
- 排気口を延ばし高いところから排出する



苦情が出やすい(隣家に排出口が向いている)



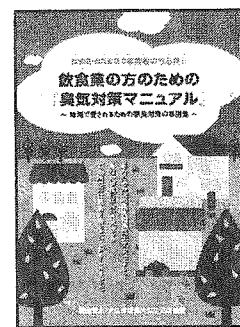
苦情が出にくい(高いところから排出している)

オモテ

### ダクト対策などで解決できない場合は

脱臭装置を取り付けて、においを取り除きましょう。

油煙を多く含む場合は、油煙除去装置などの前処理装置を設置する必要があります。



マニュアルなどは環境省 HP でご確認ください。  
<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>

### ⚠ 注意 ⚠

脱臭装置や油煙除去装置などの選定は、メーカーなどの専門業者と十分相談しましょう。

### 臭気の規制

臭気に関しては、悪臭防止法に基づく規制があります。規制基準を超えると罰則が適用されることがあります。

吹田市全域: 敷地境界で臭気指数 10

# 騒音

## に関する環境配慮ポイント

### チェック

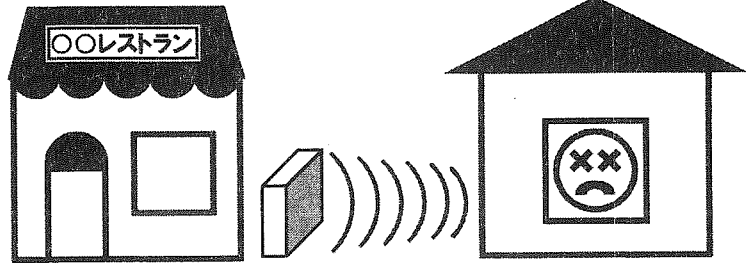
室外機や厨房の排気口が近隣住宅に向いていないか確認しましょう。  
客の音が漏れにくい客席の配置を検討しましょう。

近隣住宅への影響が予想される場合は、騒音対策を検討しましょう。

発生した音は、空気中を伝わる間に減衰するので、隣家までの距離が遠くなるほど、音は小さくなります。また、防音壁の設置やダクトに消音器(サイレンサー)を設置するなどで、騒音を低減することができます。

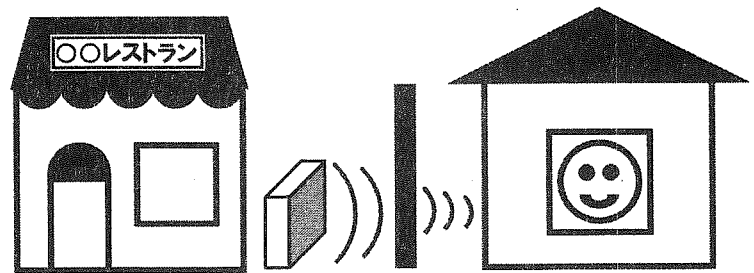
### 【対策例】

- 室外機や排気口の位置を変える。
- 排気口の向きを変える。
- 防音壁や消音器(サイレンサー)を設置する。
- 客席を入り口や窓から遠ざける。



苦情が出やすい

(室外機の音が直接隣家に伝わっている)



苦情が出にくい

(防音壁を設置することで騒音を低減している)

### 騒音の規制

騒音に関しては、騒音規制法および大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制があります。規制基準を超えると罰則が適用されることがあります。

吹田市全域:敷地境界で用途地域ごとに定められた時間帯ごとの規制基準

また、一定規模以上の空調機(室外機)などを設置する場合は、設置前に届出が必要になる場合があります。

### 注意

防音壁や消音器の設置などの防音対策については、メーカーや防音工事などの専門業者にお問い合わせください。

営業開始後、苦情に対して対策を講じることは、経済的に負担が大きく、大きな労力が必要になります。また、お店のイメージを損ないかねません。

営業をはじめる前に、臭気や騒音を防止する対策を講じましょう。

### 【飲食店に関する苦情事例】

- ① 飲食店の排気口が住宅側に設置されており、隣家の住民がにおいと騒音で困っている。
- ② 階下の焼肉店から処理されずに排出された煙が上に昇り、上階の住民がにおいと煙で困っている。
- ③ 客のさわぐ声がうるさくて、隣家の住民が困っている。

本チラシに関するお問い合わせ先

吹田市 環境部 環境保全指導課(高層棟1階132番窓口)

電話 06-6384-1850 FAX 06-6368-7350

令和3年10月発行